

平成 27 年 6 月 25 日

エコ・パワー株式会社 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬清

北海道天塩郡豊富町字豊富東 2 条 5 丁目

電話番号 0162-82-3950

「稚内市・豊富町における風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見書

■計画全般に関して

- 当該事業実施想定区域を含む道北地区には、既に（株）ユーラスエナジー宗谷の宗谷岬ウインドファームをはじめとする風力発電施設が林立しており、当該事業実施想定区域内にも既設風力発電施設が存在している。また、当地域には、貴社以外にも風力発電事業計画が多数出されており、これらの事業実施想定区域は当該事業実施想定区域と重複・近接している。これらのことから、貴社の計画単体での環境影響評価はもとより、既存の風力発電施設や他社の風力発電事業計画との相互影響を含んだ地域全体の風力発電施設の環境影響評価を実施しなければならない。なお、具体的な重複・近接については、区域ごとに後述するので、参考にすること。
- 具体的な例は区域ごとに後述するが、当該事業実施想定区域に含まれるあるいは近接する住宅や人と自然との触れ合いの活動の場、主要な眺望点などで欠落しているものが多数ある。特に事業実施想定区域内に含まれているものについては重大な見落としであるので、方法書段階で取り入れるのではなく、早急に関係者に説明を行い、配慮書を修正して提出しなおすべきである。
- 「配慮が必要な施設」からの離隔距離を 500m としたことの根拠を示すべきである。
- 国立公園は「我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」として指定されているものであり、特にサロベツ原野の自然景観は水平方向に人工物がほとんど存在しないことが、国内に類を見ない最も重要な価値のひとつである。景観への影響評価を垂直見込み角によって予測しているが、例えば幌延町に既設のオトノルイ風力発電所の施設はサロ

ベツ湿原センターからの垂直見込み角は 1.5° 未満であるが、湿原センターからの景観を大きく乱していることが、多くの利用者から指摘されている。フォトモンタージュなどにより、地域住民のみならず観光等で訪れる多くの人々からの意見を取り入れるべきである。

- サロベツ湿原センターや大規模草地育成牧場、兜沼キャンプ場などはすばらしい星空景観を求めて夜間に訪れる利用者も増えているが、例えばサロベツ湿原センター木道から星空を眺めた場合、幌延町に既設のオトノレイ風力発電所の施設の航空障害灯の光害が星景写真の撮影には大きな障害となっている。このことから、夜間の景観、特に星空景観への影響も評価するべきである。
- 具体的な施設の設置位置については「未定であるが、最大の風力エネルギーを得られるよう尾根部へ配置することを基本とする」とのことであるが、事業実施想定区域はいずれもその周辺地域の水源地として重要な植生を有しており、施設の設置並びに資材搬入に伴う樹木等の伐採はその周辺地域の自然生態系への影響が多大なものとなることから、慎重な影響評価を実施すべきである。
- 当該事業想定区域はいずれも、ガン・カモ・ハクチョウ類や海ワシ類をはじめとする渡り鳥にとって重要な越冬地・中継地等の渡りの重要地点であるサロベツ原野、声間大沼、増幌川源流部、宗谷岬の間に位置しており、これらの重要地点間を往来するルートを遮る形となっている。これらの鳥類をはじめとする野生動物への影響については、施設への直接的な衝突の予測評価のみでなく、施設を回避しようとすることによる行動の変化、施設建設に伴う造成による行動の変化などによる影響も含めて影響評価するべきである。
- 特にタンチョウやオジロワシ、オオワシなどの保護増殖事業対象種をはじめ、絶滅危惧種に指定されている生物については、今後個体数が回復・増加した際の生息環境を保全しておく必要があるため、個体数増加の際にこれらの生物が利用する可能性の高い環境も現在の生息地と同等に重視して環境影響評価を実施する必要がある。
- ラムサール条約湿地としての「サロベツ原野」の登録範囲は「国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）のより、将来にわたって自然環境の保全が図られること」という条件の下で、登録当時の国設鳥獣保護区の範囲が登録されているに過ぎず、その保全のためには登録の範囲のみでなく、鳥類などの動物の利用ルートを含めた周辺の自然環境の保全が必要であることから、事業実施想定区域内にラムサール条約の登録範囲が含まれていないことだけでラムサール条約湿地への影響の低減にはならないことに十分に配慮して環境影響評価をおこなうべきである。
- 当配慮書の縦覧場所が関係自治体庁舎内の計 5 ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く

午前 9 時から午後 5 時までの縦覧時間では、一般の目に触れることは難しい。例えば関係自治体の施設としては、稚内市立図書館や稚内総合文化センター、豊富町民センター、豊富町定住支援センターふらっと☆きたなど、夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、それらの施設での縦覧も行うべきである。また、景観への配慮も考慮するのであれば、当該事業地周辺の景観を求めて訪れる観光客等へも周知をするため、サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターなどの観光拠点となっている公共施設でも縦覧を行うべきである。

- インターネットでの縦覧についても、配慮書はダウンロード保存や印刷が不可能となっており、広く周知する姿勢とは程遠い状況である。よって、配慮書の縦覧からその方法及び期間を改めてやり直すべきである。
- 貴社から既出の「幌延町・天塩町における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の扱いから、今回の配慮書も 1 ヶ月の縦覧期間を過ぎると、紙媒体でもインターネット利用でも縦覧することが不可能となることが予想される。「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)」に従って、「少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表すること」が必要である。
- 以上のように、この計画は地域住民やこの地域の自然景観を愛する全国・全世界の多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきである。
- 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境アセスメント図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により元の環境を復元することも明記する必要がある。

■事業実施想定区域 A について

- 宗谷丘陵は、我が国とサハリンとを往来する特に海ワシ類をはじめとする渡り鳥にとって我が国の玄関口であり、ボトルネックとなっている地域であることから、風力発電施設の建設に伴う渡り鳥の衝突事故や渡り鳥の行動変化に及ぼす影響は多大であることが予想され

る。しかし、前述の通り、この宗谷丘陵には事業想定区域の北に隣接して既に（株）ユーラスエナジー宗谷の宗谷岬ウィンドファームの51基もの風力発電施設があり、さらに南西に隣接して（株）道北エナジーの（仮称）増幌風力発電事業計画、（株）天北エナジーの（仮称）天北風力発電所が計画されていることから、これら既存施設、他社の計画との相互影響を考慮した環境影響評価を実施するべきである。

■事業実施想定区域 B について

- 配慮書の図 3-2-7.8 にも示されている通り、事業想定区域の大部分が稚内市風力発電施設建設ガイドラインの「法規制により極めて建設が困難な場所」並びに「自然保護等から建設が好ましくない場所」となっており、この区域に事業実施を計画することは、貴社が自然保護は元より法規制すら軽視する姿勢であると世間に示しているに等しい行為であるから、この区域 B は即時に撤回することを勧める。
- 人と自然との触れ合いの活動の場として、道北地域でも最も重要な施設のひとつである「ゆうち自然学校」が除外されており、これは事業実施想定区域内に含まれている。また、この「ゆうち自然学校」の敷地には、その主催者の住宅ならびに養鶏場「カヤニ・ファーム」も含まれているが、住宅としてもこの住宅とその付近の住宅が事業実施想定区域図から抜け落ちている。これらの住宅は国土地理院の地形図にも掲載されていることから、故意に除外したと捉えられても仕方が無く、事業者の環境影響評価に対する消極的な姿勢がうかがえるが、その他にも見落としが無いかしっかりと確認し、これらの見落としのある施設や住宅を考慮した環境影響評価を実施することが必要である。
- 事業想定区域に隣接する主な眺望地点として喫茶「あとリエ華」が除外されているので、こちらも含めて影響評価する必要がある。この店内から眺める利尻山方面の眺めは道北地区を代表する優れた自然景観であり、これを楽しみに道北を訪れる観光客や地元住民は数多い。
- 人と自然との触れ合いの活動の場として「最北ガーデン（孝子の庭）」が除外されているので、こちらも含めて環境影響評価をする必要がある。これは地元のご夫婦が10年かけてこつこつと整備を進めていらっしゃる一般公開用の庭園・散策路であり、近接して風力発電施設が建設されることはこれまでのご夫婦のご苦勞を無にし、夢を破壊する行為になりかねない。

- 人と自然との触れ合いの活動の場として、まだ計画段階のものではあるが「北海道自然歩道 天北の道」が除外されているので、これも含めて環境影響を評価する必要がある。
- 事業想定区域は、サロベツ原野と声問大沼・増幌川源流域・宗谷岬の間を往来する渡り鳥のルート上にあると予測されるため、これらの渡り鳥への影響については特に慎重に影響評価を実施する必要がある。
- 前述の通り、事業想定区域のすぐ西に隣接して（株）道北エナジーの（仮称）勇知風力発電事業計画が計画されており、すぐ東に隣接して区域 C や（株）道北エナジーの（仮称）川西風力発電事業計画が計画されていることから、これらで囲まれる上勇知、更喜苫内、開源等の地区の住民や家畜、野生生物や自然生態系に対する影響について、これらの複合的な影響の評価をする必要がある。

■事業実施想定区域 C について

- 事業想定区域は、サロベツ原野と声問大沼・増幌川源流域・宗谷岬の間を往来する渡り鳥のルート上にあると予測されるため、これらの渡り鳥への影響については特に慎重に影響評価を実施する必要がある。
- 前述の通り、事業想定区域内には既に（株）さらきとまない風力のさらきとまない風力発電所が立地しているほか、（株）道北エナジーの（仮称）川西風力発電事業計画とも事業実施区域が重複している。また、すぐ西に隣接して区域 B が、すぐ南西に隣接して区域 D 並びに（株）道北エナジーの（仮称）芦川風力発電事業計画が、すぐ南東に隣接して（株）道北エナジーの（仮称）川南風力発電事業計画が、すぐ北東に隣接して（株）天北エナジーの（仮称）天北風力発電所が計画されていることから、これらで囲まれる上勇知、更喜苫内、開源、曙、川西、増幌等の地区の住民や家畜、野生生物や自然生態系に対する影響について、これらの複合的な影響の評価をする必要がある。

■事業実施想定区域 D について

- 人と自然との触れ合いの活動の場として、「サロベツフットパス温泉コース」や、まだ計画段階のものではあるが「北海道自然歩道 天北の道」が除外されているので、これらも含めて環境影響を評価する必要がある。
- 前述の通り、事業想定区域内は（株）道北エナジーの（仮称）芦川風力発電事業計画と事業実施区域が重複している。また、すぐ北東西に隣接して区域 C と（株）道北エナジーの

(仮称)川西風力発電事業計画が、すぐ南西に隣接して(株)道北エナジーの(仮称)豊
富山風力発電事業計画が、すぐ東に隣接して(株)道北エナジーの(仮称)川南風力発電
事業計画が、計画されていることから、これらで囲まれる更喜苦内、開源、目梨別、幌加、
福永、東豊富等の地区の住民や家畜、野生生物や自然生態系に対する影響について、これ
らの複合的な影響の評価をする必要がある。